

## 8. 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

2015(平成27)年5月1日現在

校 地 ・ 校 舎			講義室・演習室等		
校地面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準上必要校地面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準上必要校舎面積 (m <sup>2</sup> )	講義室・演習室・学生自習室総数	講義室・演習室・学生自習室総面積 (m <sup>2</sup> )
西新校地	100,480.85m <sup>2</sup>	68,866.6m <sup>2</sup>	31,466m <sup>2</sup>	166	13,658.0m <sup>2</sup>
田尻校地	123,706.27m <sup>2</sup>				

[注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m<sup>2</sup>)」「設置基準上必要校舎面積 (m<sup>2</sup>)」は、大学設置基準第37条、第37条の2 (別表第3イ～ハ) を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2015 (平成27) 年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文部科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。

- 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館 (書庫、閲覧室、事務室)、管理関係施設 (学長室、応接室、事務室 (含記録庫)、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても結構です。
- 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

[備考] 1 設置基準上必要な校舎面積の算出方法

学部名	収容定員 (人)	設置基準上必要面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
神学部	40	1,719	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
文学部	1,000	4,462	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
商学部	1,200	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
経済学部	1,200	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
法学部	1,400	6,941	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(イ)より算出
人間科学部	1,260	5,785	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
国際文化学部	600	2,975	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
合 計	6,700	32,128	

※法学部 = (収容定員1,400 - 800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958 = 6,941